

■ 令和3年度 新潟市障がい者地域自立支援協議会 第28回全体会

日 時：令和4年3月24日（木）

午後1時30分～午後4時

会 場：白山会館 大平明浄の間

（事務局）

ただいまから、新潟市障がい者地域自立支援協議会第28回全体会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ全体会にご出席いただきありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしくお願ひいたします。

この会議では、議事録作成のため録音させていただきます。ご了承ください。

また、ご発言の際には挙手をお願いいたします。担当がマイクをお持ちいたします。

会議に入る前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。事前にお配りした資料として、本日の次第、委員名簿、座席表、資料1から資料5-2がございます。また机上配付として、A4資料を2枚配付しております。すべてお手元にありますでしょうか。不足等がありましたら、お近くの職員にお申し付けください。

それでは、開会に当たり、新潟市福祉部長佐久間よりごあいさつ申し上げます。

（福祉部長）

新潟市福祉部佐久間です。皆様におかれましては、日ごろからさまざまな面で本市の障がい福祉施策にご協力、ご理解を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日は年度末のご多用の中、本会議にご出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

この会議につきましては年に2回のペースで開催しておりまして、本市の障がい福祉の課題検討、施策の実現に向けてご議論をいただいております。これまで、実に多くの皆様方から貴重なご意見をいただき、本市の地域課題の解消に向けてご尽力いただいております。改めてお礼申し上げます。

本日の全体会では、各区の自立支援協議会や運営事務局会議、また、相談支援連絡会の今年度の活動状況を中心にご報告をさせていただく予定となっております。本日も、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。皆様からのご意見を本市の施策に反映させていただきまして、実りある会議とさせていただきますようお願いいたします。ごあいさつに代えさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

（事務局）

次に、本日の出席者ですが、お手元の配付資料、新潟市障がい者地域自立支援協議会第28回全体会名簿のとおりです。

本日は、原委員、今井委員、坂詰委員の計3名より欠席のご連絡をいただいております。また、江南区協議会の委員1名について、年度途中の異動により欠員となっております。

それでは、これより議事に移らせていただきます。ここからは、海老会長に進行をお願いします。海老会長、よろしくお願いいたします。

(海老会長)

よろしくお願いいたします。本日は、年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今回は2年任期の最後の協議会になります。

新型コロナウイルス感染症関係の話ですけれども、まん延防止等重点措置も全国的に解除となったのですけれども、なかなか新潟市の数が下げ止まりといたしますか、なかなか減らないような状況がありますし、先般は震度6強の地震でこちらも震度4くらいの地震があったかと思えます。ロシアの問題なども非常に他人事ではないような状況になって、なかなか人間は物事にすぐに慣れてしまうので、そういった報道が何となく遠くのここのように感じたりもしますが、決してそうではないのだなということが、またこれから影響としては出てくるのかなという昨今です。

本日は16時までお時間をいただいておりますので、皆様から忌憚のないご意見をいただければ、併せてスムーズな進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議事(1)の区自立支援協議会の特徴的な取組み・成果及び今後の計画についてです。資料1をご覧くださいと思います。これに関しましては、全体会での口頭説明は省略させていただくことを事前に送付文でご案内させていただきました。限られた時間を有効的に利用させていただくためですので、ご了承くださいと思います。すでに委員の皆様におかれましては目を通していただいているかと思っておりますので、各区の取組みにつきまして、何かご質問、ご意見等がありましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、今後の計画に沿って、また各区の協議会を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)相談支援連絡会および各班の活動報告についてです。これについては、相談支援連絡会の会長である本多委員より説明していただきます。本多委員、よろしくお願いいたします。

(本多委員)

新潟県地域生活定着支援センターの本多と申します。よろしくお願いいたします。私からは、相

談支援連絡会についての概要の説明をさせていただきます。その後、いつものとおりなのですが、各班及びワーキングの担当者から報告していただきたいと思います。

資料は資料 2-1 です。資料の 1 ページ及び 2 ページにあるとおり、今年度の相談支援連絡会は五つの課題検討班と二つのワーキングを設置しています。各班での検討内容を班長ワーキング長会議で情報共有をしています。私自身は、その班長ワーキング長会議に参加させていただいて、各班の進捗状況だったり、必要に応じて助言などを行っています。

それでは、各班及びワーキングの担当から今年度の活動実績について、それぞれ 3 分程度で報告をお願いします。資料の順番のとおりに報告をお願いしたいと思います。

(久代相談員)

それでは、相談支援体制強化班から報告させていただきたいと思います。基幹相談支援センター西の久代と申します。よろしく願いいたします。

資料は資料 2-1 の 3 ページから 5 ページとなります。相談支援体制強化班では、質の高い相談支援の人材育成を目指すということと、身近な地域で相談でき、課題解決できる地域の体制整備の 2 点を目標に活動してきました。

活動内容としては、新潟市の相談支援専門員人材育成研修の実施、障がい者相談支援における人材育成ビジョンの作成、昨年度作成した相談支援事業所の業務の手引きの活用状況の確認を行いました。

相談支援専門員人材育成研修については、令和 3 年 11 月 5 日にオンラインにて開催いたしました。参加者は 52 名でした。内容としましては、相談員のスキルの底上げを目指し、利用者本人を中心としたケアマネジメントの実戦に向けたインテークとアセスメントをテーマに、新潟県相談支援専門員協会副代表である相談支援センターそらうみ本間奈美氏より講演いただきました。

また、身近な地域での効果的な相談支援の実施という視点から、利用者の移管を行う場合においても、利用者本人を中心とした丁寧な引き継ぎが行われるよう、準備段階から引き継ぎまでの具体的な手順の例や留意点をまとめた資料を作成し、周知しました。

障がい者相談支援における人材育成ビジョンの策定については、資料 4 ページ、5 ページをご覧ください。5 ページに、新潟県が策定した、新潟県における相談支援における人材育成ビジョンを掲載しています。これをベースに、4 ページに掲載している新潟市における育成ビジョン（案）を策定しました。新潟県においては、主任相談支援専門員の育成研修が今年度から始まっております。相談支援専門員の初任者から主任までの育成過程において、各地域において相談支援の中心となる地域の支援体制づくりができる人材育成を目指すことができるよう、ベースアップ研修やステップアップ研修を位置づけることで、県の育成ビジョンをブラッシュ

アップさせる形で取組んでいきたいと考えております。

なお、ベースアップ研修は、基幹相談支援センターの担当エリア単位で、ステップアップ研修は全市を対象とする単位での実施を企画していきたいと考えております。

相談支援事業所向けの業務の手引の活用については、令和2年度に市内の全相談支援事業所を対象とした研修会で説明を行い、各事業所が指定基準に則った適正な運用を行えるよう促してきているところです。

手引きの発出から1年が経過したことに合わせて、活用状況について聞き取りを行ったところ、日々の業務に追われる中で十分に対応できていない事業所も見受けられたことから、育成ビジョンのベースアップ研修を活用するなどし、引き続き業務改善に向けた取組みを行う必要があると考えています。

相談支援体制強化班からの報告は以上です。

(竹田相談員)

引き続き、権利擁護班の報告をさせていただきます。資料6ページをご覧ください。

権利擁護班では、継続して四つの課題に基づいて計画的に活動を行ってきております。一つ目は障がい者の虐待防止、二つ目に意思決定支援・成年後見制度の推進、三つ目にセルフアドボカシー支援、四つ目に障がい理解の啓発という課題です。

それぞれにつきまして、今年度の活動目標を下記のように設定しております。一つ目の虐待防止については、八つの区、全区の対応力の均一的な発展の支援、それからこのところ日々増えている警察からの通報との連携の模索を含めての虐待防止ネットワークというものをどう作っていくかということの検討を進めました。

二つ目ですが、意思決定支援・成年後見制度推進に関して、新潟市地域福祉計画に則って権利擁護支援地域連携ネットワークをどう構築していくかということを検討してきております。折しも今年度は中核機関の設置が行われ、成年後見制度の体制整備につきましては、組織的な体制整備が一步踏み込んだ形で行われた状況にあります。そこと基幹センター、新潟市8区、そして地域包括支援センターを併せて、全市的な権利擁護体制の整備といったことを模索していくという活動に入っております。

三つ目に、暮らしのルールブックの研修検討、仮称 Keep Safe For Good の講座の開催です。これは障がいのある方ご本人の、自分で自分を守る力、セルフアドボカシーを養っていくというプログラムです。これは、基幹相談員が講習資格を取りながら実践を積み重ねてきております。

四つ目の障がい理解に関しては、地域を耕す活動の検討を、管理係のともにプロジェクト、ともに Entrance などの活動を一緒に下支えするような形でやっていけないかということで、

進めてきました。

1年間の動きについては、資料のとおり、非常にかなり活発に動きまして、特に後半において、二つの研修会、2月21日の暮らしのルールブックの研修、そして、障がい者虐待防止研修会を、元厚生労働省虐待防止専門官の曾根さんを招いて、100名のオンラインで行っております。活動実績については、そちらの資料を読んでいただければと思います。

今年度の特徴的なことにつきましては、やはり、管理係と組織的に連携しながら進めていく必要があるということで、第2回目以降は管理係長から権利擁護班に入っていただき、一体的に動いてきたということです。

(丸山相談員)

精神障がい班の報告をさせていただきます。資料の7ページになります。よろしくお願いたします。

精神班の今年度の課題としましては、精神障がいの方が利用できる社会資源の実態把握ということで行っております。なかなか、精神の方で就労Bに行こうかなと思ったときに、就労Bだと大体週3回くらい使ってくださいということがあったりすると、少しハードルが高かったりするので、社会資源がどうなっているかということを実態把握しましょうということで、やっております。

それに基づいて、活動目標なのですけれども、アンケートを行って実態把握を行おうということ、精神病院のニーズの把握、検証をしようと思っております。

活動実績です。昨年度からやっておりましたケアマネさんのためのガイドブック～精神障がい編～というものができましたので、データで市内の居宅介護支援事業所と地域包括支援センターに配付しております。

あと、精神科病院に訪問して、出前のような研修であったりミニ講座みたいなところでもっとできるかなとは思っていたのですが、新型コロナウイルス感染症の状況でなかなか今年度はできず、実施はできておりません。

あと、精神障がい者の地域生活支援の現状とニーズに関するアンケート調査を行いました。対象は、直接支援をやっている地域活動支援センター、社会福祉協議会、計画相談事業所、精神科病院、訪問看護事業所で行っております。集まってまいりましたので、現在、集計をしているところなのですが、私が集計をしている中で、支援者側のニーズとして上がってきているのが、気軽に相談できる場所があればいいかなというところであったり、居場所があればいいかなというところが、けっこう複数にわたって必要かなというような意見が出ておりました。

(坂井相談員)

続きまして、8 ページになります。療育等支援班の重心ワーキングの報告をいたします。

重心ワーキングは、医療的ケア児も含めているワーキングになります。

今年度の課題は三つありました。一つ目、重症心身障がい、医療的ケア児へのよりよい理解をするための学びの場が少ない。二つ目、具体的な支援策につなげる、医療と地域の相談員との相互理解を深める必要がある。三つ目、現在ある社会資源の活用を考えるでした。

それに対し、活動目標を三つ立てました。一つ目、重症心身障がい（医療的ケアを含む）について研修会を開催し、地域の支援者の理解を高めていく。二つ目、医療機関への緊急時の受入対応など、医療と福祉をつなぐ情報提供ツールとして活用するための準備を進める。三つ目、対象児者の全体像を掴み、適切な受入先事業所へつなげるための事業所マップを作成し、ご家族、地域の相談員など幅広く活用できるものを作成するといたしました。

活動実績です。目標の1 に対し、令和3 年11 月に研修会を開催いたしました。相談事業所やサービス事業所、学校支援課等の方から54 名の参加がありました。内容ですが、西新潟中央病院の方を講師に、福祉職の目線から考える重症心身障がいに必要な支援についてという講義と、市内三つの事業所の活動内容を事業所の方から紹介していただきました。

目標2 につきましては、ワーキングメンバーで医療と福祉をつなぐツールを検討しまして、福祉の相談員から医療機関へご本人の情報を提供する情報提供シート、A4 サイズのものを作成いたしました。来年度、この情報提供シートを活用する方法も含め、計画相談事業所へ説明の機会を設けて周知を図る予定です。

目標3 につきましては、以前、重心ワーキングで作成した資源マップを基に、各事業所の設備等の情報を整理し、利用される方の状態に合った事業所選びができるよう、情報をまとめたものを完成させ、各事業所へ周知いたしました。情報提供シートと併せて活用していただけるものと考えております。

（今田相談員）

続きまして、療育等支援班児童体制ワーキングの報告をさせていただきます。

9 ページをお開きください。今年度の課題として三つ上げさせていただきました。一つ目が、障がい児相談支援事業所のスキルのばらつき。二つ目が、関係機関との連携。三つ目が、福祉サービスを利用する際の流れが本来のものとなっていないということです。本来のものではないというのは、本来はインテークから相談員がかかわり、丁寧に聴き取りを行い、ニーズを把握して、その方に合ったサービス等をコーディネートするというものですが、現状、ご家族が事業所を決めてから相談員を探し始めるみたいなことがまだ散見されるということです。

実際の取組みに関しては、今年度は三つです。一つ目が研修会の実施です。今年度は、のり

しろのある連携ということで実施して、障がい児支援者向けの研修を行いました。ニーズが非常に高く、100名以上の応募の中、コロナ禍ということで70名に参加者を絞って開催いたしました。

二つ目に、障がい児支援サービス案内チラシの作成ということで、これは二つこだわったところがありまして、一つは、障がいのサービスが全く分からない方でも見て分かるものにしようということと、もう一つが、使いやすいもの。要は、A3の裏表1枚、折りたためばA4サイズということでの使いやすいもの。この二つにこだわって作りました。とても分かりやすく使いやすいものができたと思っておりますし、関係機関に発信したところです。

三つ目ですけれども、家庭・学校・福祉の連携の推進に向けた資料の作成ということで、これは平成30年度にこの三者の連携の推進に向けた「トライアングルプロジェクト」というものが厚生労働省と文部科学省から出されましたけれども、これがなかなか現場に広がっていなかったという実情の中で、新潟市版の資料を作成いたしました。この資料とセットで、トライアングル連携シートというものを作成いたしました。これは何かというと、個人情報同意書に当たるもので、これをご家族が記入し、学校に提出いただくと、情報のやり取りが円滑に進むだろうというものです。

これを作成したことで、現場の声としては、こういうものがあればとてもありがたいという声をいただく反面、現場の先生方の中には、自分の手元にはまだ届いていないという声も聞くところです。学校にたくさんいろいろな書類が届く中で、全部が先生方に配布されないという実情があるようで、いろいろところで周知活動を行っております。各区の協議会、各種の集会、コーディネーターと新潟市が協同で開催している研修会の場等で周知しておりますが、まだまだこれからも周知をしていきたいと思っております。

ちなみに、この「トライアングルプロジェクト」の推進に向けた資料や、障がい児サービス案内のチラシに関しては新潟市のホームページにも記載されていますので、ご確認いただくとありがたいと思います。

(本田相談員)

地域生活支援拠点班です。資料は10ページと、次の資料2-2になります。

課題に対する取り組みですが、地域生活支援拠点事業の認知度の向上と充実については、各区の自立支援協議会での取り組みにおいて、地域の課題の解決に向けた検討を行うよう、引き続き区の自立支援協議会の実施を図っていくということで、進めています。

拠点事業所の連携、調整については、拠点事業所連絡調整会議を年2回行っています。今年度は1回目を9月、2回目を2月に行いましたが、2回目の2月については新型コロナウイルス感染症の拡大があり、書面による実施状況の共有としています。資料2-2がそれに当たりま

すが、これについては後ほど報告させていただきます。

入所者の地域移行及び重度化高齢化を見据えた地域の支援体制づくりですが、昨年度からの取組みの継続で、施設入所待機者について確認しています。また、地域生活の継続に向けた市町村相談支援の基本的な視点について、行政向けの資料を作成し、社会モデルの視点による相談支援の実施について、相談支援事業所と行政担当者が一緒に考えていけるよう、体制づくりに努めました。引き続き、相談支援専門員と区の担当者の障がい理解の促進や知識の向上を図り、入所施設とグループホームだけの選択肢ではなく、あらゆる支援の活用による地域生活の継続に向けた支援体制の構築に努めていく必要があると考えています。

次に、緊急時を見据えた計画的な短期入所の利用促進についてです。らいとほうす登録者についての状況把握を実施しています。緊急性が高くなりやすい行動援護の点数の高い方や高齢家族との同居世帯、障がい者のみの単身生活、重度の児童、の短期入所の定期的利用については計画的に利用されている現状であることを確認することができています。一方、短期入所事業所の契約者数が増加傾向にあります。今後、介護者のさらなる高齢化に対応していくためには、現在の定員数では不足が生じ始めている状況ではないかと確認しています。

行動障がい等、特に支援困難を有する方の各地域における支援体制の拡充についてですが、一部の通所事業所やグループホームでは、個別に職員を加配して受入れたり、受入れを前向きに検討していたりする事業所もありますが、適切な人材確保や施設環境などに課題があるといった事業所も見受けられています。一方、グループホームの一部では定員が埋まっていない状況も確認されており、利用ニーズの高い重度者の支援拡充に向けた取組みとして、各地域の事業所において、障がい特性に応じた適切な支援が実施されるよう、支援体制の一層の充実について、引き続き検討していくこととしています。

(灰野主査)

障がい福祉課給付係の灰野と申します。私からは、地域生活支援拠点等事業の今年度の実績と整備状況についてご報告させていただきます。

資料2-2をご覧ください。まず、資料の項目1についてですが、夜間休日の相談及び緊急時の受入対応については、障がい者夜間休日コールセンター「らいとほうす」にて実施しており、1月末時点の実績として、相談件数が88件、訪問支援が12件、受入支援が17件となっています。また、緊急時の受入れについては、連携協定を結んでいる市内12か所の短期入所事業所をお願いしており、資料の項目3の記載内容になりますが、緊急受入を55件、短期超過特例加算に該当する受入れを17件実施していただきました。

次に、資料の項目2の記載になりますが、基幹相談支援センターで実施している内容として、らいとほうすとの連携による24時間の相談支援体制の構築として、本人や家族への相談対応



を 8,128 件、関係機関への専門的相談支援を 582 件実施しました。また、グループホームの空き状況を把握することにより、体験利用につながった支援を 15 件、専門的人材の確保、養成として、相談支援従事者の養成研修における実習の受入れを、初任者について 21 件、現任者について 41 件実施しました。さらに、地域の体制づくりとして、区自立支援協議会における事業所とのネットワーク会議などの開催を 80 回実施しました。

続いて、資料の項目 4 の記載になりますが、昨年度の全体会で整備方針をご説明し、本年度から実施している計画相談支援事業所による契約利用者に対する 24 時間の緊急時の相談及びコーディネート業務については、現時点で 3 事業所がご登録いただいております、3 件の対応を行っていただきました。こちらの体制整備については、すでに 24 時間の相談受付を実施されている計画相談支援事業所に対し、緊急時のコーディネート業務を実施していただくことでの拠点登録について打診してきており、新年度の登録に向けてさらに複数の事業所が前向きに検討していただいていることから、体制の拡充に向けた働きかけを引き続き行っていくこととしています。

資料の 2、3 ページ、令和 4 年 4 月時点の登録事業者リストを掲載しておりますので、ご確認ください。

(本多委員)

皆さん、報告ありがとうございました。

最後に私から、少し感想的な話になってしまうかもしれないですけども、相談支援連絡会ができて 4 年です。最初のころから私は携わらせていただいているのですけれども、やはり、内容の質とか、やっていることもとても充実してきて、各班で一生懸命取り組んでいるなということをととても感じます。

地域の課題について、いろいろな話を聞いていると、やはり多様化、複雑化しています。これは全国的な話でもあって、厚生労働省も地域共生社会の実現を目指すということで、新潟市の障がい福祉計画にもこの地域共生社会の実現ということが書いてあるのですけれども、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに作っていく社会ですと。これが地域共生社会と言われているのですけれども、自立支援協議会の場が、まさしくそういう場なのではないかと思っています。

現在、さまざまな分野の方々にも参加していただいているのですけれども、この場をより生かすために、地域共生社会の実現というものも少し意識しながら、今後も分野を超えて多くの方々に、まず、皆さんの取り組みがとていいものを行っているのをいろいろな人に知ってもらいたいですし、参画してもらいたい。そのような自立支援協議会に、今後、なればいいなと思

っています。

少し全体的な話になってしまったのですけれども、ありがとうございました。

(海老会長)

本多委員、ありがとうございました。そして、ご報告いただいた皆様、ありがとうございました。

今ほどありましたように、この相談支援連絡会なのですけれども、4年経ちまして、3年経ったときに、班の再編制をさせていただいて、また1年経過したという流れになっています。今ほどの報告の中で、委員の皆様、何かご質問等がありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(広岡委員)

相談支援連絡会を中心に活動していただいて、支援の中身がどんどん深まっているなと思っています。

一つ、9 ページの療育等支援班の中で、活動の実績の中でも③に書いてある家庭・学校・福祉の連携強化に向けた資料を作成していただいて、ありがとうございます。この中で、私どもの事業の中でも児童発達支援事業というものをやっております、来月4月から児童発達支援事業を卒業して学校に行くということで、保護者からの依頼等で行かれる学校のところに連絡を取って、個別支援計画ですとか支援ファイルを持って、その方の状況ですとか、こういったことに気をつけていただきたいというところを学校に連絡を取って、教頭先生ですね、行こうとして連絡を取ったら、学校ではそのような事業は知らない、来なくてもいいですという一点張りで、断られるような小学校もまだあります。

ぜひ、連携強化に向けた資料を作ってください、それを実践していただいて、やはり、連携をとりたいと思っているのですけれどもまだまだ知らない、その民間のところだと来なくてもいいということで断られることもまだある実態があるというところで、説明させていただきました。訪問の事業もありますし、そういったところでは、ぜひ、広報や連携を深めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(海老会長)

この件については、先回も同様のご意見が上がっていたかと思います。まだまだ学校におかれては、少し温度差といいますか、そういったものがあるなということを感じさせられる場面があると思います。こちらの周知活動にもまだまだもう一步踏み込みが必要なのかなと感じております。

(秋山委員)

新潟県障害者リハビリテーションセンターの秋山です。日ごろより大変お世話になっており

ます。

相談支援体制強化班の人材育成についてですけれども、当センターでは、5年ほど前から単独事業所の相談員の方に相談員としてお世話になっているのですけれども、なかなか、相談員のスキルにばらつきがあるというのは仕方がないことなのだと思うのですけれども、あまりにも計画書の内容が本人の実態に即していなかったり、指定係や基幹の方から指摘していただいても改善されないということが見受けられています。そういった計画書の内容などについては、ケース会議が一番有効なのではないかと思うのですけれども、ケース会議が本人の意思で判断するということだと思ってしまうのですけれども、そういった指摘を受けた事業所に対して、強制的に参加していただくことは難しいでしょうか。

(海老会長)

ケース会議へのご本人の参加について、強制的に参加を促すことが可能かどうかということですが、いかがでしょうか。

(給付係長)

新潟市障がい福祉課給付係の星野です。いつもお世話になっております。

今ほどのご質問について1点確認なのですが、強制的に参加させたいのは、利用者ご本人ですか。それとも相談員ですか。

(秋山委員)

相談員です。

(給付係長)

相談員となりますと、相談支援事業所の相談支援専門員はサービスの新規の支給決定のタイミングであるとかサービスの利用更新のタイミングにおいて、サービス担当者会議を主体的に開催する役割を担っているのが相談支援専門員ですので、むしろ、相談支援事業所の相談支援専門員がサービス事業所の皆さんを招集して会議を開催し、サービス等利用計画に沿ったサービス事業所の個別支援計画の作成につなげて、利用者ご本人の生活の質を向上させていくことが求められていますので、もし、今ほどのご指摘のような、相談支援事業所がサービス担当者会議をまずもって開催していないということがあれば、それは事業所の指導をしていく必要がある内容ではないかと思っておりますので、給付係の担当ではなくなってしまうのですが、事業者指定担当にそのようなご意見をご連絡いただくとよろしいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(秋山委員)

事業所指定担当の方に報告したらいいということでしょうか。

(給付係長)

そのとおりです。今回、こういう利用者の方について、サービス更新の時期なのだけれどもとか新規の利用者が来るのだけれども、サービス担当者会議を開催しない相談支援事業所があるということで、ご報告いただければと思います。

(秋山委員)

実態として、相談支援事業所からサービス担当者会議を開催するのは、サービス事業所から会議を開きますということで、そこに相談員の方が来ていただくパターンが多いのですけれども、その会議もドタキャンをしたり遅刻したりということが再三あったのと、サービス等利用計画の内容があまりにもお粗末というか、全然本人の生活に即していなかったりといったことがありました。

(給付係長)

恐らく、それはすべての相談支援事業所がそうだということではなくて、一部の事業所において十分な対応ができていないということなのだろうと思います。今の内容であれば明らかという内容なので、指定係の担当にご連絡をと申し上げたのですが、もしこれはどうなのだろう、この対応で良いのかなと思われることがあれば、それについては地域を担当している基幹相談支援センターでも対応させていただいておりますので、ご連絡いただければと思います。新潟県障害者リハビリテーションセンターさんの地域ですと、基幹相談支援センター秋葉の担当エリアになるかと思っておりますので、連携をとっていただければと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

(海老会長)

1 点よろしいですか。先ほどの指定係からの指導があっても改善されなかったというのは、このケースでよろしいですか。

(秋山委員)

その指定係に相談させていただいたときは、サービス等利用計画の内容についてではなくて、相談支援事業所からサービス担当者会議が開催されない、ドタキャンになってとか、モニタリングをやっていないとかそういったことに関する報告でした。

すみません、私たちは江南区なのですが、相談支援事業所は中央区の事業所で、基幹相談支援センター中央にも報告はしております。

(海老会長)

現場の実態としてはそういったことがあったというご報告だったかと思えます。先ほどもあったように、手引きを発行して1年が経過しようとしているその最中で、実際にどうなのだろうかという聞き取りを今やっていて、いろいろ相談支援事業所から見てさまざまなご意見が上がってきています。併せて、コロナ禍という部分も少し邪魔している部分も、言い訳ではない

ですけれども、あるのかなということもあります。今ほどのご意見は根本的な部分のことであると思いますので、改善を求めていく必要があるのではないかと感じております。

(大杉委員)

ワークセンター日和山の大杉です。

感想を含めて、あと、一つお聞きしたいことがあります。まず、感想ですけれども、障がい福祉サービス事業において、4月1日から虐待防止、身体拘束の部分で義務化されることがとても多くなってくるので、より一層、いろいろ着目される部分だと思いますので、今後とも力を入れていっていただきたいと思っております。

それと、一つお聞きしたいのが、主任相談支援専門員研修、令和3年度、初めてやったと思うのですが、具体的に新潟市は何名の方が来られたのかと、今後、新潟市とか地域において、主任相談支援専門員の具体的な役割や連携する部分が、具体的な何か青写真みたいなものがあったら教えていただきたいと思っております。

(海老会長)

主任相談支援専門員研修が令和3年度から開始されたというご報告もありましたが、この辺について、実数としてはどうでしょうか。どなたが。

(給付係長)

今年度、基幹相談支援センターの相談員が4名、それ以外で1名の受講となっていることを把握しております。

(海老会長)

それと、その主任相談支援専門員に求められる役割とか連携部分が何か具体的にこういったことを考えているというご質問だったかと思っております。

(給付係長)

先ほどの資料2-1の4ページにも記載がありますが、まず、主任相談支援専門員に求められる役割ということで、地域の相談員の育成を担える人材ということで、これは基幹相談支援センターの相談員については国から明確に主任相談支援専門員に相当する相談員を配置することが望ましいということを示されておりますので、本市においても以前から基幹相談支援センターには主任になりうる経験年数のある相談員の配置を委託法人にお願いしてきているところです。

今後、各地域の相談支援事業所においても、主任相談支援専門員の資格要件の経験年数に該当する相談員が受講していくということになってまいります。その方々には地域での事例検討での進行役に当たるファシリテーターであるとかスーパービジョンといった技法を用いた相談員の育成について区自立支援協議会を中心に協力していただくとか、各区の自立支援協議会

で相談支援連絡会を設置し地域ごとの地域課題の抽出であるとか、困難事例の事例検討を行っておりますので、そういったところの運営に参画していただくということが求められるようになってくるというところです。

先ほど本多委員からもお話がありましたけれども、地域共生社会の実現に向けてということで、令和2年の社会福祉法の改正に伴っての重層的支援体制整備事業を見据え、障がい福祉分野においても、そこに一緒に活動していけるような視点を持った相談員を育成していく必要があります。主任相談支援専門員の育成研修のカリキュラムの中では、重層的支援体制整備を見据えた人材育成が行われているところです。

本市での現状としては、基幹相談支援センターの相談支援専門員に、地域包括支援センターをはじめとした高齢分野や、子どもの分野、貧困の分野などといったところと連携しながら、地域の相談支援体制の構築に意識的に取り組んでいただいているところです。今後、地域の相談支援専門員においても、そこを目指せる方、目指したいという気持ちのある方、そういったことに認識を持って地域の相談支援に携わっていただける方を育成するための取組みとして、ステップアップ研修というものを相談支援連絡会で次年度以降、企画していきたいと考えているところです。

(海老会長)

主任相談支援専門員研修受講後は、3年間従事しなければならないというのがありましたか。

(給付係長)

主任研修受講後ではなく、現任研修修了後3年以上相談支援に従事した方が主任研修を受講できるということです。

(海老会長)

主任研修受講後ではなかったでしょうか。

(給付係長)

そうですね。ただ、新潟市においては主任研修了者の方々には今後、定期的に主任相談員が集まるような機会を設けて、地域づくりについて考えていただくような場を設けていく必要があるだろうとは考えているところです。

(海老会長)

そうすると、ここは指定特定の相談支援事業所からもどんどん、主任相談の研修を受けていただくことが望ましいということでしょうか。

(給付係長)

主任相談員が地域に増えていくということは非常に望ましいところですが、一方で、主任研修修了者を配置すると加算が算定できるわけですがけれども、加算目当てで主任研修を受講する

だけで、地域づくりに何も参画しないということでは地域が育っていかないということになりますので、そこは地域づくりにもしっかりと参画していただきながら、一緒に主任相談支援専門員としてやっていこうという意識づけをしていく必要があるものと考えております。

(海老会長)

今回、相談支援体制強化班から上がっています、4 ページの新潟市障がい者相談支援における人材育成ビジョン（案）が示されております。今、この辺の話題が出ておりますけれども、もしこの育成ビジョンで進めてよろしいということであれば、この（案）を取って取組む方向で、本格的に動かしていきたいと考えております。委員の皆さん、いかがでしょうか。

反対意見がないということですので、（案）を取っていただくということでご了承いただいたことにさせていただきます。

ほかにありませんか。例えば、野村委員、先ほどのらいとはうす事業のところ、太陽の村にありますので、受入れが多いのかなと思っていますけれども、実態としてはどのようにお感じになっておりますか。

(野村委員)

近いところでは、昨日というか一昨日というか、児童、女の子だったのですが、夜にらいとはうすに緊急で電話がかかってまいりまして、緊急受入ということで、一晩お預かりしております。お母さんが一人では対応できないということで、お父さんが夜勤のあるお仕事をされているので、夜勤のときはお母さんがいっぱいいっぱいになってしまって、緊急で電話がかかってくるということが、このところ一月に一、二回あるかなというところになっております。お父さんも迎えに来る時間がはっきり分からないということで、午前中いっぱいくらいまでお預かりしているみたいなこともあります。あと、行動障がいのけっこう激しい方で、地域で一人で生活されている方もいらっしゃるの、そういう方を支援している方からの緊急連絡ということで緊急受入ということもあります。恐らく、人数的にはそれほど多くはないのですが、月に一、二回、一、二件ずつくらいはあるような感じで受入れをさせていただいております。

しかし、私どもも普段お預かりしている方々に行動障がいのある方がたくさんいらっしゃるの、夜間に対応が難しい場合であっても、らいとはうすでお受けしていることもあります。頑張ってお受けしているような感じではあるのですが、そういう方々が、私ども太陽の村の入所申請を上げられている方が非常に多くなっておりまして、そちらに関しても後でご質問させていただこうかなと思っていたのですが、入所待機者の問題も、県の会議でもけっこう上がっているという話は聞いております。太陽の村も、そういった地域にまだいらっしゃる、行動に問題を抱えたたくさんの方が今現在、90名近く待機者となっております、そちらの関係も新潟市でどのようにお考えなのかということは後でお伺いしたいと思っていたところです。

(海老会長)

後でというのは、今でもよろしいですか。

(野村委員)

今でもいいですか。

(海老会長)

どうでしょうか。係長、よろしいですか。

(指定係長)

指定係長の登坂です。いつもお世話になっております。

入所の待機者のお話があって、恐らく、令和2年12月議会で採択された施設整備をお願いしたいという請願のお話と関連していらっしゃると思います。今年度の12月議会で請願採択後の新潟市の対応について、議会に報告したところです。現在は160名程度の入所待機の方がいらっちゃって、市内には入所施設は10か所あるわけですけれども、新潟県内の全体の施設の位置とといいますか、地域偏在はやはりありますので、今年度からの計画で、県との協議において入所のサービス見込量を増加させるという話をご理解いただいて、計画はそうなっているのですけれども、ただ、では今後、入所の施設、新潟市内における施設入所支援を今後どうしていくのかというのは、簡単に施設を1個作って解消するわけでもないですし、160名の方に仮に40人の施設を四つ作ったら、その方々は一応入るのですけれども、ではそれで入所を待つ方が二度と出てないかというところということではないと思います。

今現在考えておりますのは、議会に報告したとおり、今後、新潟市として施設入所の整備なり定員増なり、入所施設の支援をどのようにしていくのが新潟市にとって必要なのかということを検討しつつ、やはり、施設整備をもし仮にやることになると、高額な建設費がかかりますので、施設整備補助金をどうしても国からいただくこととなります。そのためには、入所施設をもう作らないという国の基本方針がある中でも、地域の課題、実情をご理解いただいて、施設整備補助金の申請の承認というか内諾をいただくような働きかけをしていかなければなりませんので、今後、こちらの場になるのか、まだ着手したばかりなので、今後どのように進めていくかということはまた内部の検討も必要なのですけれども、また皆様方からご意見をいただきながら、新潟市における施設入所支援をどのようにしていくのかということを検討して、方向性を決めたいうえで国に対して働きかけていきたいと考えております。

今、月に一、二回でも頻繁に緊急で受入れてらっしゃる方が目の前にいらっしゃるのを、太陽の村を見ていらっしゃると、本当に困っている方が来て、何とかできないかと思うのですが、なかなか今、目の前にいらっちゃって待っていらっしゃる方の解決にすぐつながるようないい方法が現実ではないのですけれども、ただ、いつまでもその方々がただただ我慢してご家族が



耐えてというわけにはいかないと思いますので、市の方針もできるだけ早く検討して、外に出せるようなものにして、国に働きかけていきたいと思います。

(野村委員)

入所に限らず、子どもがお電話をいただいてお預かりさせていただき、最近では児童も非常に多くなっておりまして、児童のサービスももう少し考えていく必要とか拡充する必要とか、あと、サービスも夜間のサービスが不足している状況なのかなと思っておりまして、そちらもいろいろ考えていただけるといいのかなと思っております。よろしく願いいたします。

(本多委員)

話を戻すようであれですけれども、秋山委員から話があった件なのですけれども、少しフォローと課題提起みたいな話になってしまうのですけれども、相談支援体制強化班では、いろいろな研修をやってきて、本当に人材育成のために企画もしてくれているのと、手引きなども検証をしていると。

ただ、実際問題、研修に参加するかしないかは、その事業所の考えであつたり個人の考えであつたり、相談支援専門員の個人事業所もあるので、個々の考えがあつて、そこがなかなか課題であつて、相談支援連絡会だけではなくて、各区でも相談支援事業所の連絡会みたいなものもやっていて、そこでも相談支援専門員の質の向上というかそういったものも取組みはやっているのですけれども、今回、人材育成ビジョンが完成したので、研修に参加するメリットとかそういったものを事業所に分かってもらって、ぜひ、参加して自己研鑽してもらえよう、そういう人たちにいかに参加してもらえようのかという工夫も今後、必要になってくるのかなと思ってます。

(海老会長)

研修については、各班でいろいろな研修を企画して、先日、少し話に出たのは、重心ワーキングでは、一度受けた方のリピーター研修みたいなものを別枠で用意しようかというような、初めての方の研修と、2回目、3回目と繰り返し受けていただいている方はもう少し違う角度の研修をやるという案も出ていました。やはり、研修の参加率といいますか、参加していただきたい事業所からの参加がないという実態も、よく聞く話ですけれども、その辺をいかに網羅して研修に出ただけするようにするかということも一つの課題かなと考えております。

ほかにはいかがでしょうか。相談支援連絡会の報告について、よろしいでしょうか。

それでは、始まってから約1時間経過しておりますので、ここで10分ほど休憩を入れさせていただきます。細かいですが、お手元の時計で2時46分から再開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

(海老会長)

時間になりましたので、後半を進めさせていただきたいと思います。皆さん、お揃いでしょうか。

それでは、ここからは(3) 運営事務局会議における検討状況についてということで、佐藤副会長から説明いたします。

(佐藤(里) 副会長)

よろしくお願いたします。

資料3をご覧ください。今年度の運営事務局会議の開催状況は、1 ページにあるとおりです。

2 ページ目をはぐっていただきまして、前回までの検討課題となっております。10月の全体会のときに、精神科病院についてはご説明させていただきましたので、今回は省略させていただきたいと思います。

それでは、3 ページをご覧ください。今回の検討課題です。医療的ケアが必要な障がい児者の受入可能な事業所の整備についてです。2月の運営事務局会議にて、秋葉区の協議会から検討要望事項として報告がありました。課題の内容として、秋葉区内に医療的ケア児者を受入れることができる短期入所事業所がないことから、秋葉区内の事業所整備に向けて検討してほしいということでした。市内の医療型の短期入所事業所の状況としまして、中央区に2か所、西区に1か所で、いずれも空床利用型となっております。そのほか、医療的ケア児者の短期入所の受入先としては、市内に4か所ある身体障がいを対象とした入所施設や特別養護老人ホーム併設の短期入所などとなっております。

運営事務局会議の中で、秋葉区以外の区の状況を確認させていただいております。通所やホームヘルパー、介護保険ベースの事業所、病院での短期入院、訪問看護などを最大限に活用することで、介護者のレスパイトにも配慮した利用調整に努めていることが確認できました。しかし、一方で、市内の支援体制のさらなる充実に向けては、療育等支援班の重心ワーキングで取組んでおり、今年度は医ケア児者の受入れを行っている事業所マップを作成し、計画相談事業所などへ配布したことや、相談支援専門員と医療機関とのスムーズな情報の共有を目的とした情報提供シートの作成を行っております。また、支援者の理解促進を目的とした研修会の開催を継続的に行っていくことにより、今回の秋葉区からの報告内容も踏まえ、引き続き重心ワーキングで取組みを行っていくことを確認いたしました。

なお、医療ケアの必要な児童に対応できる医療型短期入所事業となりますと、小児科のある病院が実施機関となることから、来年度以降、新潟市医師会との連携により全市的な支援の拡

充に向けた働きかけを行うこととしていることも確認しております。

以上のよりこの検討事項については、運営事務局会議での協議は今回で終了することとなっております。

(海老会長)

今ほど、運営事務局会議の検討課題につきましてご報告させていただきました。委員の皆様、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、引き続き、重心ワーキングで検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、(4) 令和4年度の主な事業についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課の大島と申します。日ごろから大変お世話になっております。

それでは、来年度の主な事業についてご説明いたします。資料4をご覧ください。私からは、障がい福祉課所管の事業について説明いたします。

1 ページをご覧ください。まず、令和4年度当初予算です。障がい福祉課所管の歳入予算総額は143億5,811万1,000円で、前年度比でおおよそ2億3,000万円、率にして1.6パーセント増となっております。これは主に介護給付費等の増に伴う国、県の負担金が増加していることによるものです。一方、歳出予算総額は234億1,977万4,000円で、前年度比でおおよそ6億1,000万円、率にして2.7パーセント増となっております。これは、今ほど歳入で説明いたしましたとおり、主に介護給付等事業の増によるものです。

続きまして、障がい福祉課の新年度事業の内、主な事業についてですが、新潟市では、本格化する人口減少社会を見据えまして、限りある財源の中で基金に頼らず、直面する課題に対応していくため、令和元年度からの3年間を集中改革期間といたしまして、事務事業の選択と集中に取り組む新潟市集中改革プランを令和2年2月に策定いたしました。障がい福祉分野におきましては、令和2年度予算で7事業、令和3年度予算で3事業、令和4年度予算で1事業、計11事業について施策の方向性や社会情勢の変化に対応するため見直しを行うこととなりました。

はじめに集中改革プランで見直しを行った事業について説明し、その後、その他の主要な事業について説明いたします。

集中改革プランで見直しを行った事業についてですが、3ページからになります。障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費、人工透析患者通院費助成事業費です。ここでは二つの事業をまとめてご説明いたします。まず、障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費ですが、この事業の見直しといたしましては、令和2年度から精神障害者保健福祉手帳1級所持者

を対象者に加え、3 障がい一元化を図るとともに、自動車燃料費助成につきましてはタクシーと同様、週 1 回程度の利用を想定した助成金額に上限を引き下げました。一方、タクシー利用助成につきましては、1 回の乗車において利用できるタクシー券の利用枚数を 2 枚から 3 枚に変更し、交通手段間の活動範囲の平準化を図ったところです。なお、自動車燃料費助成の上限額の引き下げにつきましては、利用者への影響を考慮し、段階的に引き下げることにいたしまして、令和 2 年度は助成上限金額を 1 万 8,000 円、令和 3 年度以降は助成上限金額を 1 万円といたしました。

次に、人工透析患者通院費助成事業費ですが、この事業につきましては、実態を踏まえて助成額を拡充することといたしまして、令和 2 年度からタクシー券については交付枚数を 40 枚に拡充するとともに、1 回の乗車において利用できる枚数を 2 枚から 3 枚に変更いたしました。また、バス代、自動車燃料費についてもタクシー券同様、助成上限金額を 2 万円に引き上げました。

続きまして、4 ページになります。(2) グループホーム運営費補助金です。この事業は、共同生活の場として運営されるグループホームの運営費に対して補助を行うものでありますが、国のサービス報酬が事業運営の実情に見合っておらず、重度障がい者を多く受入れているグループホームでは、この補助を受けても運営に係る経費が不足してしまう施設があることから、重度障がい者の地域移行を進めるために、令和 2 年度に拡充したところです。令和 4 年度からは、令和 2 年度の見直しによる成果を踏まえまして、再度見直しを行います。

令和 4 年度の見直しですが、計画値を大きく上回ってグループホームの整備が進んでおりますので、人材確保支援という補助目的は達成したということで、世話人処遇改善に関する補助廃止することといたしました。なお、令和 3 年度時点で補助を受けている事業所への影響を考慮いたしまして、段階的に減額する経過措置を設け、現在の利用者一人当たり 1 日 300 円の補助額を、令和 4 年度は 200 円、令和 5 年度は 100 円、令和 6 年度に完全廃止することといたしました。

重度者の受入れにつきましては、特に区分 4 の方の受入数が増加するなど、一定の効果は見られたところではありますけれども、行動障がいや医療的ケアなど、特別な支援を必要とする方の受入れはなかなか進んでおりません。一層の促進策が必要です。国の令和 3 年度報酬改訂で、強度行動障がい者を支援するための体制整備を評価する重度者支援加算Ⅱが設けられたことを受けまして、重度者支援加算Ⅱの加算対象者を受入れた場合の市の単独の補助を新たに設け、加算の取得を促すことで、行動障がい者の受入体制整備の促進を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、(3) 意思疎通支援費です。この事業は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の

障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し、手話通訳や要約筆記の意思疎通支援者を派遣し、活動時間に応じて報酬を支払うものです。令和2年度からは、事前の打ち合わせや機材準備、後片付けの時間について、1時間を上限として活動時間に加え、意思疎通支援者の処遇改善を図ったところです。

令和3年度と令和4年度の予算が令和元年度予算額と比較して減額となっておりますのは、制度を再度見直した、変更したということではなく、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣件数の実績が減ったことによるものです。

続きまして、障がい者デイサポートセンター明日葉事業です。この事業につきましては、令和2年度から利用実態に合わせた持続可能な施設運営を目指し、基本的にはこれまでのサービスを継承しながら、常に介護を必要とする方に対して日常生活上の支援等を行うため、サービス形態を障害者総合支援法で定める生活介護へと移行し、国や県の財源を活用することで収支の改善を図ったところです。

続きまして、(5) 更生訓練費給付費です。この事業は自立訓練・就労移行支援事業所へ定期的に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成するとともに、訓練に必要な文房具や図書等の物品購入費を助成するものでしたが、通所交通費に係る助成につきましては、障がいの種別や所得によって異なる通所交通費助成制度が、当該事業を含めて三つ混在し、制度ごとに助成額や手続きが異なっていたことから、令和2年度から、次に説明いたします(6) 訓練・就労系事業所等通所交通費助成に制度を統一いたしました。訓練にかかる物品購入費の補助につきましては、利用日数や利用サービスに応じて定額給付しておりましたが、実態と乖離していたことから、定額支給から実費支給へと見直しを行いました。

(6) 訓練・就労系事業所等通所交通費助成ですが、この事業は、障がい福祉サービス事業所等に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成するものです。今ほどもご説明いたしましたとおり、これまで通所交通費助成制度は障がいの種別や所得によって助成額や手続きが異なる三つの通所交通費助成制度が混在しておりましたけれども、令和2年度からはこれらの三つの制度を統廃合することによって、助成対象、助成額、手続きを統一し、分かりやすい制度へと見直しを図ったところです。

以上、計7事業ですけれども、令和2年度予算から見直しを行った事業です。令和3年度予算から新たに三つの事業について見直しを行いました。はじめに、まちなかほっとショップ運営費です。この事業につきましては、将来的に補助に頼らない店舗運営に向けて、令和3年度に店舗販売事業者等の見直しを行い、令和4年度には令和3年度の店舗の営業実績に合わせて補助額を見直したところです。

続きまして、障がい者就業能力向上支援事業（ITサポート事業）です。この事業につきま

しては、新潟大学と協力いたしまして、新潟大学内に新潟市障がい者 I Tサポートセンターを設置し、障がい者の特性に合わせた I T技術の取得を支援することにより、障がい者の在宅での就業等、社会参加の促進を図るものです。事業内容につきましては、これまで障がい者本人に対する直接支援を主体に行ってまいりましたが、教育機関や医療機関等への支援を行い、間接的に支援する利用者を増やしていく階層型支援モデルに重点を置いて取り組んでまいります。

続きまして、農業を活用した障がい者雇用促進事業です。この事業は、障がい者の農業分野での就労の機会及び訓練の場の拡大を図り、地域で自立した生活を送ることができるよう、農家と就労を希望する施設等をコーディネートする、あぐりサポートセンターを運営するものです。センターにおきましては、農家と障がい福祉施設のマッチングで得られた関係性を継承しながら、農福連携セミナーの開催による普及啓発や農福連携に関する相談窓口としての役割を継続してまいります。以上の 3 事業が令和 3 年度予算からの見直しを行った事業です。

最後になりますが、令和 4 年度予算から新たに見直しを行いました福祉バス運行事業についてです。この事業は、高齢者・障がい者団体が研修またはグループ活動等の参加及び福祉施設の見学等を行う場合に福祉バスを運行し、その便を図ることにより社会参加の促進を図るものです。これまでは、障がい者団体の利用回数上限を月 2 回としておりましたが、利用実態の 8 割から 9 割が障がい福祉サービス事業者が利用しており、障がい福祉サービス事業所以外の N P O 法人や任意団体等の利用実態についてはおおよそ年 2 回程度となっておりました。このような利用実態の差や障がい福祉サービス事業所の運営経費の一部は給付費や補助で賄われていることを踏まえまして、N P O 法人や任意団体等の利用実態に合わせ、高齢者団体の利用回数上限と同様に、年 2 回までとすることといたしました。

これまでの説明が集中改革プランの取組事業です。

続きまして、その他の主な事業についてご説明いたします。はじめに、(1) 共生のまちづくり条例関連事業です。この事業は、平成 28 年 4 月に施行いたしました新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及啓発を図るための事業です。令和 3 年度と同様に、条例周知に係る研修会、講習会などを継続的に開催するとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会の拡大、創出や、障がい者アートなどを活用した効果的な周知啓発など、共生社会の実現に向けた、ともにプロジェクトをさらに推進してまいります。

ともにプロジェクトでは、昨年度に引き続きまして、小中学校における福祉教育の中で障がいのある方にゲストティーチャーとなって授業をしていただいた際に、そのゲストティーチャーに対する謝礼を補助いたします。また、市役所前のバスターミナルをはじめとした公共空間や公的施設などに障がい者アートを展示し、市民の方々、特に条例認知度の低い傾向にある若年層の方々が障がい者の文化芸術活動に触れる機会を創出するとともに、令和元年度に本格的

に開始いたしました、ともに Entrance では、引き続き共生社会づくりに取り組んでいく、また、取組もうとしている企業間のネットワークを構築いたしまして、情報交換やノウハウの共有を促進することで、民間におけます共生社会づくりの動きを活性化させていきたいと考えております。

令和4年度につきましては、課題であります若年層の条例認知度の向上を図るために、新たな取組みといたしまして、条例啓発動画の制作や、学生を対象としたワークショップを開催するなど、若年層への条例周知の取組みを推進してまいります。

続きまして、社会福祉施設等整備費補助金です。この事業は、障がい者の入所、入院から地域生活移行に向けて、居住の場であるグループホームや日中活動系サービスの施設整備等に要する経費を補助するものです。令和4年度当初は、令和3年度当初予算と同様に予算措置はありませんが、令和3年度補正予算におきまして、グループホーム2棟の創設に対し5,220万円の予算を措置しております。補助対象施設につきましては、多くの重度障がい者の受入れが可能な施設の整備を優先的に選定したところです。今後も重度障がい者の地域生活移行、入所待機者の解消に向けて補助事業に取り組んでまいります。

続きまして、日常生活用具給付費です。この事業は、障がい者児が日常生活を容易に過ごすために必要な用具を給付するものです。令和4年度からは、人工内耳を装用する障がい児を対象に、経済的負担を軽減することを目的といたしまして、人工内耳用電池を給付品目として新たに追加いたしました。社会的、経済的な変化を踏まえまして、必要に応じて給付品目の見直しを今後も行っていきたいと考えております。

続きまして、強度行動障がい者（児）支援職員育成事業です。平成27年度より、本市が独自で取り組んでいる事業であります。これまでは、施設事業所の職員に対し、実際に強度行動障がい者児を支援する現場での研修の場を設けることで強度行動障がい者児を適切に支援できる事業所や職員の方を増やし、本人またはそのご家族の方が安心して暮らせるような環境の整備に努めてまいりました。

その一方で、これまで、約140名の修了者の方がいらっしゃいますけれども、実際の受入れにはなかなか結びついていないということが課題としてあげられておりました。このような課題に対しまして、今年度からは、今までの現場研修から事業内容を見直し、研修修了者のブラッシュアップや強度行動障がい者児を支援する職員の所属する事業所全体の支援力及び支援の質の向上を図るため、強度行動障がい支援マネージャーによるコンサルテーション事業を開設するなど、強度行動障がい者児の受入可能な事業所の増加につながるような事業内容へと見直しを行ったところです。

本市におきましては、強度行動障がい者児の支援強化については重要な課題となっております。

す。今後もより効果的な事業が展開されるよう、取組んでまいります。

続きまして、介護給付等関連事業です。各種障がい福祉サービスの提供を通じ、地域での自立した生活の推進を図ってまいります。提供する主なサービスにつきましては記載のとおりです。サービスの内、グループホームをはじめ生活介護、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援などにつきましては、市内の事業所数や利用者の方々の増加に伴い、サービス利用の増加が見込まれているところです。

続きまして、障がい者基幹相談支援センター事業です。平成 27 年度の開設以来、さまざまなケースに対応いただき、実績を重ねてきたことで、当事者の皆さんのみならず、関係機関への周知も進み、市内における障がい福祉体制を考えるうえで欠かせない存在です。今後も計画相談支援や区役所窓口など、関係機関との連携強化を図ることで、障がい者相談支援の中核機関としての事業を継続してまいります。事業報告については、この後、ご説明いただくことになっております。

続きまして、障がい者就業支援センター事業です。新潟市障がい者就業支援センターこあサポートは、障がいのある方の一般就労と企業の障がい者雇用を推進するための中心となる施設です。就職を希望する障がいのある方の相談から受入企業への助言や職場実習の斡旋、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することで、障がいのある方が長く安心して働ける環境整備を推進してまいります。令和元年度から、就業支援員を 5 名から 6 名に増員し、体制の強化を図ることで、増え続ける登録者へのより丁寧な支援、障がい者雇用に取り組む企業の開拓に努めてまいります。

こあサポートの登録者数につきましては、令和 3 年度登録者は 12 月末現在で 93 人、登録者数累計は 1,749 人となっております。

続きまして、障がい者夜間休日相談支援事業です。先ほどもご説明がありましたし、ご意見もいただいたところですが、障がいのある方が住み慣れた地域で安心した生活を継続して送ることができるように、区役所や障がい者基幹相談支援センターなどと連携し、24 時間 365 日の相談支援体制を構築しております。また、個別相談支援の対象となる重度障がい者児に対しては緊急時対応プランを作成し、緊急時の訪問支援、受入支援を実施することで、本市における地域生活支援拠点等事業の相談機能及び緊急時の受入・対応を行う機能の整備ということで位置づけているところです。

最後になりますが、失語症者向け意思疎通支援者関連事業です。この事業は、令和 4 年度から新たに実施する事業です。失語症とは、脳梗塞や脳外傷などによって脳の言語中枢が損傷され起こる障がいで、物事を考える能力は保たれておりますけれども、自分の考えを言葉の形にすることができず、周囲とのコミュニケーションを取ることが困難な状態ということです。失



語症の方の自立と社会参加を図るために、失語症者向けの意思疎通支援者養成研修を新潟県と共同で実施いたします。事業実施後しばらくは、失語症者向け意思疎通支援者の数を増やすため、養成研修を中心に事業を行ってまいります。支援者数がある程度増えた段階で派遣事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

障がい福祉課分の説明は以上になります。

(こころの健康センター)

続いて、こころの健康センターの飛澤と申します。こころの健康センターからは、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についてご説明いたします。

22 ページをご覧ください。精神障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるようにということで、保健・医療・福祉等の関係機関の連携のもと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、体制整備を推進しております。

具体的な取組みとしまして、令和2年度から設置しております、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための協議の場であり、新潟市精神障がい者の地域生活を考える会では、当事者とご家族それぞれ2名の方から委員にご就任いただきまして、当事者の視点を基盤とした協議を行っております。この考える会では孤立しない、孤立させない地域づくり、人づくり、当事者、家族、支援者間のネットワークの強化を取組み方針としまして、全体会2回の開催のほか、三つのワーキンググループで取り組んでおります。令和4年度においてもこの取組み方針のもと、引き続き取り組んでいくこととしております。

ワーキンググループ、人材育成班では、これまでの年1回の大規模な研修会に加えまして、支援の現場で役立つ内容をテーマとした小規模な研修会を企画します。

ピア活動班では、当事者、家族、支援者がそろって相談を受ける合同相談会や、支えあう仲間や支援のつながりを広げるための当事者等交流会の開催について検討します。

企画・調査班では、今年度実施しました家族へのインタビュー調査の集計、分析を行うとともに、新たに当事者へのインタビュー調査を実施しまして、今後の課題の抽出と解決のための方策を検討します。

また、今年度の考える会全体会におきまして、住まいの確保、居住支援や、必要な人へ届く情報発信、居場所の必要性などが新たな課題として出されております。これらについて、令和4年度の考える会で協議、検討してまいります。

今後も精神障がいのある方が安心して生活できる地域づくりと精神障がいのある方が活躍できる機会づくりに取り組んでまいります。

こころの健康センターからは以上です。

(学校支援課総括指導主事)

続いて、学校支援課です。新潟市教育委員会学校支援課で学校支援教育を担当している関原です。

資料等には学校支援課とあるのですが、令和4年度より、学校支援課から特別支援教育の分野が分離いたしまして、特別支援教育課となります。資料作成時、それから予算を決める際にはまだ学校支援課でしたので、表記の中に学校支援課とありますが、特別支援教育課と読み替えていただければ幸いです。

令和4年度、特別支援教育課では、自立を目指す特別支援教育の推進に向け、二つの事業を実施します。資料23ページをご覧ください。(1) 特別支援教育の推進です。年々増加する支援を必要とする児童生徒に対応するため、大きく六つの事業を行います。

一つ目は、階段昇降車修繕にかかわる必要な経費の支出です。移動、点検、修理に係る費用を助成します。

二つ目は、特別支援教育サポートセンターや就学相談会における支援・相談等です。この事業では、特別支援教育サポートセンターを中核として東西の特別支援学校、8区すべてに設置した発達障がい通級指導教室が相互に関連し、医療、福祉、保健等、関係機関とも連携し、教育相談や就学相談を行い、小中学校に在籍する支援を必要とする児童生徒の支援を行います。

サポートセンターの対応件数は、令和3年11月までで延べ1,046件です。また、学校訪問による支援は552件です。相談内容は、教育相談、就学相談、学校や園への支援、学習指導にかかわる支援など、そのニーズは多様です。学校支援件数は令和3年11月末で579件です。学校の多忙化解消に配慮し、できるかぎりサポートセンター職員が訪問するようにしています。学校や園からの依頼は指導にかかわる事項や支援体制についての相談が多く、内容は多様であり、慎重な対応が求められ、指導主事や相談員が訪問して、具体的な支援を行っています。特別支援教育の専門性に係る支援や学級経営、特別支援教育を推進するための学校体制に関する支援も多く、サポートセンターと学校支援課で情報共有、連携して支援しているところです。

三つ目は、特別支援教育推進校における支援・相談等です。各地区の発達障がい通級指導教室の設置されている学校を特別支援教育推進校として位置づけ、各地区内の通級指導や学校支援に当たります。

四つ目は、合理的配慮セミナーの実施です。新潟市立幼稚園、学校職員の特別支援教育にかかわる専門性向上のため、管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーター等、職員別の研修を実施いたします。管理職、主任層等、職員別に特別支援教育の研修を行うことにより、校長のリーダーシップのもと、全教職員で特別支援教育に関する知識や考え方を共有し、特別支援教育を全校体制で組織的、計画的に推進することを狙いとしております。また、そのほかに、実際に特別支援学級の授業を担当する担当者が総合教育センター主催の特別支援教育の講座等

を受講することもできます。特別支援学級担当者と管理職、教務主任、コーディネーター等、主任層の両側から特別支援教育の専門性を向上し、教育的支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加につながる力を育ててまいります。

五つ目は、特別支援教育ボランティア配置事業です。特別支援教育のボランティアについては募集を継続し、ニーズを調整し、要請のあった学校に配置しています。登録者数は、令和3年12月末現在で10人、ボランティア活動数は延べ171回です。令和4年度に多くの方に登録していただけるよう、チラシ、市報等で広く呼びかけてまいります。

六つ目は、要約筆記ボランティア配置事業です。難聴の子どもへの情報補償のため、ノートテイクや要約筆記を行うボランティアを募集し、学校等へ派遣します。

続いて、資料24ページ、就学支援委員会についてです。就学を迎える幼児、保護者が安心して就学できるよう、相談支援を行います。5月に春の相談会、7、8月に夏の就学相談会を行い、一人一人の子どもに合った学びの場について、保護者に情報提供と相談支援を行います。就学相談会に参加する保護者数は年々増加しています。また、小学校入学に当たり、児童一人一人の情報を学校と保護者が共有できるように、入学支援ファイルを作成し、個々のニーズやこれまで受けてきた療育や支援について引き継ぎ、学校生活のスムーズなスタートを支援します。令和3年度は、通常の学級の新生児289人が入学支援ファイルを提出し、この内、230人に対して、学校は個別の教育支援計画を作成しました。特別支援学級では、新生児222人が入学支援ファイルを提出し、この内、219人に対して学校が個別の教育支援計画を作成しています。特別支援学級における活用率は94.8パーセントと高い数値を示しております。令和4年度もこれらの取組みを充実することを通して支援を必要とする児童生徒が自立と社会参加することができるよう、努めてまいります。

学校支援課からは以上です。

(海老会長)

ただいまの事務局の説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(渡邊委員)

西蒲区地域活動支援センターピースの渡邊です。

今のご説明の中で、意見させていただきたいと思います。15ページの日常生活用具給付費の部分で、人工内耳を装用する障がい児の経済的負担を軽減するというので、給付品目の追加の説明がありました。実は、うちの娘は3歳児なのですが、生まれながらにして耳が聞こえないということで、1歳0か月のときには右側の人工内耳、2歳0か月で左耳に人工内耳埋め込み術をしているものでありまして、ちょうどこの日常生活用具給付費の対象の保護者に

あるような状況です。

今、新潟豊学校の聞こえの学級に通ってはいるのですが、その保護者の中でSNSのグループがあり、ちょうど、日常生活用具給付費がLINEのグループの中で話題になっていましたので、意見として、保護者の感想をお伝えさせていただきたいと思います。

やはり、LINEのグループに参加している保護者の方、充電機、バッテリーがすぐ切れるということで悩んでいる方が非常に多くて、今回の日常生活用具給付費の中に追加されることを非常に喜んでいる保護者がたくさんいるような状況でありました。聴覚障がい者ということではあるのですけれども、なかなか協議会の話とも、先ほどの相談支援連絡会でも関連して話をすると、聴覚障がい児というのは、やはり障がい者の中でも少数派、マイノリティの部分になってくると感じております。協議会の中でも、今まで、聴覚障がい児の話などは出たことがないような気がいたします。そのような中でも、やはり、私たち協議会の中では、いろいろな障がい者がいる中で、いろいろな意見を、業務であったり団体で活動していく中ではいろいろな意見を拾っていかなければいけないのかなということを感じております。

また、地域活動支援センターとして感じるところも少し説明させていただきたいと思います。相談支援連絡会に少し絡めていきたいとは思っていますが、地域活動支援センターだと、やはり、就労訓練、就労Bになかなか乗らない方の居場所だったり、もしかすると、手帳がないとか、本当に障がいがあるのだろうか、なかなかグレーゾーンといいますか、そういうような方の依頼も入って来たりします。そういった方はやはり少数派だとは思っています。そのような少数派の意見を私は日々感じながら、業務に就いているところであります。今回のような協議会のところでもなかなか上がってこない少数派の意見も拾い上げていきながら、新潟市の地域の課題などを抽出して、何とか一つでも課題がクリアできていけるような会議にしていきたいと思っております。日常生活用具の給付費の部分からの意見ではありましたが、少数派の聴覚障がい者の親の意見として報告させていただきます。

(障がい福祉課長)

貴重な意見、大変ありがとうございます。人工内耳の今回の対象品目の追加につきましては、令和3年6月に保護者の方、そして難聴児を持つ親の会の方から連名でご要望をいただいたところです。人工内耳の装用、装着につきましては、補聴器では聴力の確保が難しかった方のコミュニケーション能力確保に大きな寄与をするというところがありまして、特に人間形成において大切な時期である幼少期から高校在学中までの期間について、金銭的な面で支援できるようになればということで、今回、対象に加えたところです。

協議会の中で、本多委員からもお話がありました、地域共生社会の実現に向けて取組んでいくということで、課題は多種多様、複雑化しておりますけれども、この協議会でのさまざまな

ご意見をしっかりと行政としても受け止めて、できるところを取組んでいきたいと思っております。

(海老会長)

数の多い少ないだけの問題ではなくて、そういった視点を持って、意識をして我々の検討課題の中に組み入れていくという視点が必要かなと、改めて感じられた意見だったかと思います。

(酒井委員)

障害者就業・生活支援センターらいふあっぷの酒井です。よろしく申し上げます。

特別支援学校関係の質問になるのですが、学校支援課になると思います。らいふあっぷは障がい者の就労に力を入れているセンターなので、どちらかというと手帳を持っている方の進路についてのご質問というか、新潟市としての意見を聞いてみたいところです。

特別支援学校の進路の先生などと話をしていると、最近、よく聞くのが、中学校の段階で療育手帳を取得しているのだけれども、卒業の進路として一般校、定員割れとかしているところもあると思うのですが、一般校に進む生徒の傾向が増えていますという話を聞きます。あと、特別支援学校の生徒の進路としても、5年前とか10年前くらいであれば、就労移行に進んで企業就労を目指すという生徒も多かったはずなのですが、近年、特別支援学校から就労移行を利用する生徒自身も少なくなっています。市内の就労移行支援事業所も、4月を迎えるのだけれども、特別支援学校からの利用者がいませんというところも多く聞こえています。さらに言うと、特別支援学校から就労移行の4月の利用者はいないのだけれども、一般校から来ますというところもあるのです。

それで、私が多くのケースを見てみると、確かに一般高校に行くメリット、デメリットを考えると、一般校に行けば高卒の卒業資格をもらえますし、特別支援学校であればそれがないというところとか、あと、障がい枠で仮に特別支援学校から就職したとしても、なかなか正社員、フルタイムという条件が少ないと。あと、親御さんもいろいろなメリット、デメリットを考えて選んでいるのだらうと思うのですが、やはり、長く社会性を持って働くということを考えると、16、17、18歳のときに特別支援学校で受けて社会に行く方と、一般校で普通に国数英だけ学んで、その後どうしようというところで、そういった手帳を持っている方の場合だと、どちらかというところ、やはり失敗して訓練に通っていく生徒は一般校に進んでいった方が多いのかなという気がするのです。ただ、進路選択はやはり本人、家族の権利なので強制はできないと思うのですが、先生方が言っていた、手帳を持っているのだけれども一般校に行く人が増えていますというところでもし事実であれば、こういった流れについて、新潟市も把握しているのであれば、どのような考えなのか。これは親御さんや本人の意思なのでどうすることもできませんなのか、その辺の意見というか感想を聞きたいと思っております。

(学校支援課総括指導主事)

中学校の特別支援学級在籍であっても、今おっしゃるとおり、かつては高等部に進む子どもが多かったと思います。それ以前は高等部自体がほとんどなかったので、中学校を卒業してから就労というケースもたくさんありました。高等部があちこちにできはじめて、みんな高等部に行くようになった時代もあったとは思いますが、今おっしゃったように、今度は、半分までは行かないでしょうか、半分近くの子どもが一般の高校に進むという現状があるのは承知しています。

確かに、特別支援学校にいたことがありますので個人的な思いはありますが、市として、今のお話にあったように、それをこうなさい、ああなさいということはできないので、最終的には本人、保護者の判断になろうかと思うのですが、それを判断するための情報提供は丁寧にしていく必要があるなとは思っております。中学校の進路指導、もっと言えば小学校時代からもそうなのかもしれませんが、本人、保護者が適切な判断ができるような情報提供を常にし続けなければいけないと感じております。

(海老会長)

非常に難しい問題から、選択の部分と、実際に一般校から就労に向けた挫折感とかそういったところの、決してそれだけが理由ではないとは思いますが、難しいと思います。

(武田委員)

お世話になっております、麦っ子ワークスの武田です。

今の酒井委員のお話の補足といいますか、現実の部分、麦っ子ワークスでも就労移行支援事業所を運営しております、実際に、来年度も特別支援学校からの入所される方はいらっやいません。その代わり、やはり、一般校を卒業された方がお一人入所予定になっています。本当に最近の傾向だと、直接、特別支援学校から入所する方が本当に減ってきています。しかし、やはり、回り道をして一般校に行かれた方が入所、就労移行を選んでこられるという傾向が増えているなというのは実感しているところです。

実際、就労移行で2年間訓練して、本当に就労は少し厳しいよねという方で、B型に移行するような方も現実にはいらっやいます。きっと、この方が一般校、本当にこれは保護者とご本人の選択にはよるのですけれども、一般校に行った期間で社会に出る訓練をしていけば、もう少し社会とつながる機会が早く得られるのではないかということを実感する場面が多々あるなということを感じています。しかし、どうすることもできないので、私たちとしては就労移行支援事業所がこういうところだと、こういった訓練をしていて社会に出る近道、手助けをしますということを知っていくしかないのかなとは思っています。

西蒲区でも福祉サービス事業所の説明会等もやっておりますので、そういった機会を利用し

ながら、皆さんにどんどん周知していきたいとは思いますが。

(本山委員)

県立東新潟特別支援学校の本山です。

当校は肢体不自由の学校だったりして、うちの中学部から一般高校に行っている方は少ないというか、ほぼないのですけれども、一般の高等学校にも特別支援教育コーディネーターが置かれるようになってきているのかなと思うのですけれども、私自身が小学部の中でずっとやっております、高等部の話とか高校の話が少し疎くて申し訳ありません。

その辺りの、一般校でのコーディネーターによる就労への進路指導みたいなものは今、どうなっているのかなということ逆を伺ってもよろしいでしょうか。

(学校支援課総括指導主事)

コーディネーターはいると思いますが、どの程度、どのようにその子どもの進路につなげているかという具体的については、すべて把握しているわけではないです。ただ、実際、そういった、もしかしたら本来、先ほどからも話があるように、本来というか、特別支援学校に進んで、その後、回り道をしないで、一般高校ではなくて、特別支援学校に進んでその先の進路を見据えた方がもしかしたらよかったのではないかという子どもはいるのかもしれませんが、それは高校に入ってからではなくて、高校に入る前の話なので、先ほどから言っているように、やはり、中学校段階の進路指導のときに、高等学校に行くのか、特別支援学校の高等部へ行くのかという際に、きちんとした情報提供を行うということになるかと思います。進学した後は、その高校で、あるいは特別支援学校の高等部でそれぞれの子どもに応じた進路指導がなされているものと思っております。

(本山委員)

特別支援教育コーディネーターの連絡会のようなものの中で、高等部の進路指導ということで、市立高等学校の教育支援コーディネーターから、このような取り組みをしていますという話もちらっと聞いたことがあります。学校ごとにいろいろ工夫されているのかなとは思いますが、なかなか浸透までには時間がかかるものだなと感じています。すみません、感想でしかないのですけれども、一般校へ進んでもその子どもに合った進路指導ができるようになっていくといいなと思います。

(渡邊委員)

引き続き、県立高校の部分でお話なのですけれども、やはり、新潟市として県立高校との連携がなかなか難しいのかなというのは、課題として感じました。市立の学校であれば進路は分かるのですが、県立の高等部の進路となると、直で事業所に、就労移行がどうだとか、就労Bだとかという話になってくるのですが、そこが少し弱いのかなということに今、気づきました。

またそれも私のことなのですが、うちの娘がこの4月から県立新潟よつば学園の幼稚部に入学するわけですが、よつば学園のことが全くよく分からなくて、さて、どうしたらいいのかというところが、新潟市の障がい児を取り巻く環境の中では、県立学校との連携が大事なのかなと。前回の協議会にときにも少しお話をさせていただいておりましたが、そこを少し意見として上げさせていただきます。

(海老会長)

各区の協議会にも県立の委員が配置というか、委員会に所属していただいています。県、市を垣根とせずに連携がとれるといいかなというのは、これからも変わらない部分だと思います。

(佐藤(幸)委員)

私の体験なのですが、私は統合失調症で今苦しいという状態なのですが、私はきちんと小学校、中学校、高校と行かせていただきまして、高校2年だから、5年行きました。それはとてもいやな、今は友だちができて幸せなのですが、その当時は、情けないというか、苦しくて苦しくてたまらなくて、しかし、卒業しなければ頑張れないなと思ひまして、やっていきました。

(海老会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。

(秋山委員)

21 ページの失語症者向け意思疎通支援者関連事業のところでお聞かせいただきたいのですが、意思疎通支援者と養成事業が令和3年度は県の事業で行われていたと思うのですが、令和4年度は新潟市だけで開催されるのか、それとも県と2本柱で開催されるのか。それによって対象者が市内に住所を有する者となっているので、県としても開催されるのかをお伺いしたいと思います。

(障がい福祉課長)

令和4年度からは、県に負担金を支払う形で実施することになります。県が一般社団法人新潟県言語聴覚士会に委託しておりますので、そこに新潟市としても加わって事業化することになります。

(秋山委員)

受講する対象は新潟県内の方ということですか。

(障がい福祉課長)

事業の主体に加わるということと、受講についても新潟県内ということで、新潟市分ということはもちろん出てまいります。令和3年度の実績で申し上げますと、支援者部分については、



県全体で13の方が受講されましたけれども、新潟市としては8人受講されておりますので、同規模の受講が来年度も行われることとなりますし、そこに事業主体として新潟市も加わることとなります。

(海老会長)

ほかにご意見はありませんか。

よろしいでしょうか。それでは、主な事業については以上とさせていただきます。

続いて、障がい者基幹相談支援センター事業報告ですが、少し時間が押しております。竹田相談員、5分ほどでいかがでしょうか。

(竹田相談員)

頑張っって早くいきたいと思います。

ここからは、令和3年度の障がい者基幹相談支援センターの事業報告を4センター分まとめて報告させていただきます。資料5-1をご覧ください。

私は障がい者基幹相談支援センター西に所属しております、相談員の竹田と申します。よろしくお願ひいたします。

資料5-1の1ページ目には、それぞれ4センターの担当エリアの概要、それから人員体制、業務内容を記載しております。基本的な考え方として、担当エリアはおおよそ20万人に1か所という形で基幹センターを置き、立ち上げ当初より市内を4か所の基幹センターでカバーするという体制で動いております。

人員体制は、全体では相談員18名、事務兼相談補助員が4名で、合計22名です。各基幹の内訳では、基幹東と基幹中央が相談員4名、事務兼相談補助員が1名の5名体制、基幹秋葉と基幹西が相談員5名と事務員、相談補助員1名の6名体制という形になっております。各基幹は月に一度、4センター全員の全体会で情報共有を行いながら、新潟市全体を22名1チームで支えようというような体制で動いてきております。

業務内容につきましては、引き続き、記載されております6本柱で動いております。6本柱の具体的な内容については2ページ目以降に記載されておりますので、順次ご説明させていただきます。

まず、資料の2ページ目をご覧ください。総合相談、専門相談です。市内4センターの相談件数の合計を総件数として記載しております。総括については③をご覧ください。簡潔に申しますと、総合的な相談については、障がい種別を問わず、あらゆる相談に対して支援を行うという体制です。専門的な相談としては、生活困窮、虐待、触法、8050世帯などについて、より専門性を有する関係機関と継続的かつ計画的に連携を行い、支援を行っております。また、相談支援事業所などへのアドバイザー事業も実施してございまして、困難ケースへ

の後方支援などを行っております。アドバイザー事業については4か月ごとに内容をまとめて、4 センター合同の強化チームを中心に確認し、相談支援体制のさらなる充実に向けて、基幹センター全体会で共有、協議を行いました。これからも障がい当事者本人中心の支援を基本にして、障がい者相談における重層的な支援体制を強化するとともに、幅広い相談に対応しながら、保健、医療、介護、教育、雇用、司法、福祉関係など、多職種連携により地域の実情に応じた相談支援体制の構築を図ることで、障がい者とその家族が安心して生活できる地域づくりに引き続き努めていきたいと思っております。

次に、資料3 ページ目をご覧ください。地域の相談支援体制の強化についてです。各センターが各区に設置されている区の自立支援協議会への参画と、その他、地域の関係機関との連携強化に係る事業として、今年度の取組み事業をセンターごとに記載させていただきました。詳細については資料にて確認していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

各基幹センターは区の自立支援協議会をはじめとしてさまざまな関係機関との連携によって地域の相談支援体制の強化に関する取組みを行っております。引き続き、関係機関との連携による地域の相談支援体制の強化に努めていきたいと考えております。

次に、9 ページ目をご覧ください。地域移行・地域定着の促進への取組みです。精神障がい者の地域移行については、自立支援協議会精神障がい班や精神障がい者の地域生活を考える会に参画するなどし、さまざまな活動に取り組んできました。また、基幹センターとして、精神科病院との連携強化を図るため、各病院へ研修会実施などに関するチラシの配布を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響により研修会の開催はできなかつたのですが、個別ケースの支援を通じた連携強化に取り組んでおります。障がい者施設からの地域移行を進めるためには、地域の支援者の重度障がいへの理解を深めることが大変重要でありますので、引き続き理解の促進と支援の拡充に向けて取組みを進めていきたいと思っております。

次に、10 ページ目をご覧ください。権利擁護・虐待の防止についてです。障がい者の虐待防止、セルフアドボカシー支援、各種研修会を開催することで、支援体制の構築を図りました。成年後見制度に関連しては、高齢者支援からの学びや中核機関を含めた成年後見制度推進のネットワーク構築の必要性を感じております。今後も引き続き権利擁護の推進、虐待の防止に向けて活動していきたいと思っております。

次に、資料の11 ページ目、障がい児療育等支援事業です。主に、在宅重症心身障がい児、身体、知的、発達障がい児、医療的ケア児などの療育支援に関する相談について、対応してきております。児童虐待、二次障がい、複雑な家庭環境による世帯支援が必要なケースは増加傾向にあります。相談支援事業所や支援実施機関との連携により支援を行ってきております。また、障がい児の支援体制強化について、各センターに配置している障がい児支援コーディネーター

の会議で状況の確認や検討を行ってきております。引き続き、適切な早期療育の実施に向けた支援体制づくりに努めていくこととしております。

最後に、12 ページです。共に生きるまちづくり条例にかかる相談及び啓発活動についてです。障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の相談窓口として、相談対応を行ってきております。この条例のさらなる普及啓発のためには、地域において障がいの理解を進めていくことが重要と考えております。引き続き、障がいのある方が生活しやすい新潟市の実現に向けた取組みを実施していきたいと考えております。

そのほかの取組みについては、資料 13 ページ以降、どちらかというところを重点的に説明したいところなのですが、時間がありませんので、ご覧ください。

また、資料 5-2 は相談対応の具体的な事例ですので、後ほどご覧いただければと思っております。

(海老会長)

今ほどの報告、何かご意見、ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。では、引き続き、基幹相談支援センターを支えていただきたいと思いますということで、お願いしたいと思います。

以上をもちまして、報告を終了いたしますが、冒頭申し上げましたように、任期 2 年の最終回になります。2 年間で振り返りまして、一言で構いませんので感想を、富田委員、久住委員、坂井委員、高橋委員、一言いただけますか。

(富田委員)

新潟地区手をつなぐ育成会の富田です。

これまで相談員大勢の方と出会う機会がなかったので、自分の相談員しか知らなかったのも、皆さんそれぞれ熱心に活動されているのだなと思って、刺激を受けました。ありがとうございました。

(久住委員)

新潟難病支援ネットワークの久住と申します。お世話になっております。

私もこの任期を通じまして、本当に皆様、連絡会等で発言する、とても掘り下げて丁寧にやられているなという印象を持ちました。私もなかなかこちらから発信する機会がなかったのですけれども、今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(高橋委員)

にいがた・オーティズムの高橋といいます。お世話になっております。

いろいろなことが複雑に絡んでいるということで、本当に子どもから学齢期から、それこそ学校が終わってから老後のことまでを考えると、子ども一人にかかわる人たちがこんなにたく

さんいて支援をしてくれるのだなというのが改めて分かったので、とてもありがたいと思います。

あと、就労についても、新型コロナウイルス感染症のこともあってなかなか難しいと思うのですが、そちらも具体的に力を注いでくれると助かります。ありがとうございました。

(坂井委員)

人事異動がありまして、この4月から1年間関わらせていただきました。

(海老会長)

本日は、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局にお戻ししたいと思います。

(事務局)

委員の皆様、長時間、お疲れさまでした。海老会長におかれましては、長時間にわたり議事進行、大変お疲れさまでした。

本日、机上配付させていただいたチラシの資料につきまして、発達障がい支援センターJOINより説明させていただきます。高橋センター長、お願いいたします。

(高橋センター長)

発達障がい支援センターJOINの高橋と申します。関係機関の皆様にはいつもお世話になっております。この場をお借りして、お手元のセサミストリートの世界自閉症啓発デーのチラシと、映画「だってしょうがないじゃない」のチラシについてご紹介させていただきたいと思っています。

皆様ご存じの方も多いかと思いますが、毎年4月2日は国連が定めた世界自閉症啓発デーです。日本では、自閉症だけではなく、発達障がいと併せてご理解いただくように、4月2日から8日を発達障がい啓発週間としています。日本自閉症協会、世界自閉症啓発デー実行委員会が中心となりまして、イベントや普及啓発をしています。全国の発達障がい支援センターでも、普及啓発の一環として、さまざまな催し物を開催しています。

新潟市では、にいがた・オーティズム様が事務局となっている新潟自閉症協会連合会がポスター掲示やチラシで以前から普及啓発してくださっているほか、JOINで毎年、イベントとしてパネル展示やグッズ配布をしてきました。また、デンカビッグスワンスタジアムのブルーライトアップも新潟県の発達障がい支援センターRISEと共催で実施しております。

今年度のイベントとしまして、映画の配信上映を計画いたしました。発達障がいの診断を受けた映画監督が、発達障がいを抱えて一人暮らしをするおじさんを3年にわたって撮り続け、交流を深める中でさまざまな社会問題に直面していくドキュメンタリーになっています。ウェブ配信で本編は119分です。4月2日という新年度始まって慌ただしい日ではあると思います

が、ぜひ、お申し込みいただけるとありがたいです。かなり余裕がありますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ほかに、何か連絡事項のある方はいらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。以上をもちまして、新潟市障がい者地域自立支援協議会第28回全体会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。